

法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉 所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関する F A Q

令和 2 年 4 月

(令和 2 年 5 月 29 日更新)

国税庁では、新型コロナウイルス感染症の影響により、当面の申告や納税などに関して寄せられた質問等を取りまとめた「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関する F A Q」を公表し、法人の取扱いについても、案内しているところです。

昨今の新型コロナウイルス感染症の各地での感染の拡大状況を踏まえると、これから申告期限を迎える法人の中には、期限までに申告等が困難な方々も多いものと考えられます。

そこで、この F A Q では、新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告等が困難な方々の為に、個別の申告期限延長の手続等について取りまとめましたので、参考としてください。

目 次

- 問 1. どのような場合に法人は個別延長が認められますか。
- 問 2. 個別延長の場合の申告・納付期限はいつになりますか。
- 問 3. 申請や届出など、申告以外の手続きも個別延長の対象となりますか。
- 問 4. 個別延長する場合には、どのような手続きが必要となりますか。

問1. どのような場合に法人は個別延長が認められますか。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請していただくことにより期限の個別延長が認められます。
- このやむを得ない理由については、例えば、法人の役員や従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染したようなケースだけでなく、次のような方々がいることにより通常の業務体制が維持できないことや、事業活動を縮小せざるを得ないこと、取引先や関係会社においても感染症による影響が生じていることなどにより決算作業が間に合わず、期限までに申告が困難なケースなども該当することになります。
 - ① 体調不良により外出を控えている方がいること
 - ② 平日の在宅勤務を要請している自治体にお住まいの方がいること
 - ③ 感染拡大防止のため企業の勧奨により在宅勤務等をしている方がいること
 - ④ 感染拡大防止のため外出を控えている方がいること
- また、上記のような理由以外であっても、感染症の影響を受けて申告・納付期限までに申告・納付が困難な場合には、個別に申告・納付期限の延長が認められます。

問2. 個別延長の場合の申告・納付期限はいつになりますか。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、期限内に申告・納付することが困難な法人については、申告・納付ができないやむを得ない理由がやんだ日から2か月以内の日を指定して申告・納付期限が延長されることとなります。
- つきましては、法人の申告書等を作成・提出することが可能となった時点で申告を行ってください。

問3. 申請や届出など、申告以外の手続きも個別延長の対象となりますか。

- 法人税や消費税、源泉所得税に係る各種申請や届出など、申告以外の手続きについても、新型コロナウイルス感染症の影響により、提出が困難な場合は、個別に期限延長の取扱いを行うこととしております。

問4. 個別延長する場合には、どのような手続きが必要となりますか。

- 別途、申請書等を提出していただく必要はなく、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を付記していただくこととしております*。

このため、当初の申告期限以降に、申告書を提出する場合には、新型コロナウイルス感染症の影響による申告期限及び納付期限を延長する旨を以下の方法で作成していただきますようお願いいたします。

* 源泉所得税においては、納付を行う際に所得税徴収高計算書の「摘要」欄に「新型コロナウイルスによる納付期限延長申請」である旨を付記していただくこととしております。

- この場合、申告期限及び納付期限は原則として申告書等の提出日となります。

* 申告書を、郵便又は信書便を利用して税務署に提出する場合には、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日が提出日とみなされますので、納付をする場合は期限にご注意ください。

(注) 延長後の納付期限までに納付することが困難な場合には、納税についての猶予制度を適用できる場合があります。適用する場合は別途、**税務署に申請手続きが必要になります**ので、まずは、各国税局の国税局猶予相談センターにお電話にてご相談ください。

○ 書面の申告書で申告・納付期限延長を申請する場合の記載例

申告書の右上の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載してください。

【法人税申告書の記載例】

令和 年 月 日 税務署長殿		新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請		青色申告 一連番号	別表一 各事業年度の所得に係る申告書
納税地	電話() -	法人区分	事業種目	整理番号	
(フリガナ) 法人名		事業種目	同非区分	事業年度(至)	
法人番号		同非区分	旧納税地及び	売上金額	
(フリガナ) 代表者 記名押印	印	旧法人名等	旧法人名等	申告年月日	
代表者住所		派付書類	派付書類	申告区分	
				法人税	
				中期 期限 修正 地方 中期 期限 修正	
				法人税	
				法人税	

【消費税及び地方消費税申告書の記載例】

令和 年 月 日 税務署長殿		新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請		G K 0 3 0 4	
納税地	(電話番号) - -	一連番号	整理番号	翌年以降 送付不要	
(フリガナ) 名称 又は屋号		申告年月日	申告区分	指導等	庁指定
		申告区分	指導等	庁指定	局指定
		通信日付印	確認印	確認印	身元

【源泉所得税（所得税徴収高計算書）の記載例】

所得税徴収高計算書の「摘要」欄に「新型コロナウイルスによる納付期限延長申請」と記載してください。

国税 取納金 資金 (納付書) 給与所得・退職所得等の 所得税徴収高計算書 (総) 領収済通知書 (記入例) 1234567890

32309 令和 年度 納税者 000 110

区分	支払年月日	人	支	給	額
高千 百 十 円	年 月 日	万 千 百 十 円	千 百 十 円	千 百 十 円	千 百 十 円
俸給・給料等 (01)					
賞与(役員賞を除く) (02)					
日雇労働者の賃金 (06)					
退職手当等 (07)					
税理士等の報酬 (08)					
役員賞与 (03)					
同上の支払確定年月日					

住所 (所在地) (電話番号) 氏名 (御中)

摘要 **新型コロナウイルスによる納付期限延長申請**

年末調整による不足税額 (04) 年末調整による超過税額 (05) 本税 延滞税 合計額

証券受領 全部 (一部) 内証券受領 証券番号 振出人 (領収日付印)

数字は記入例を見て欄のボ「ルペン」で力を入れて 枠からはみさないように記載してください。

◎ 合計額の金額欄には必ず「円」字を枠の中に記載してください。あて先 ◎ この用紙は直読機で処理しますので汚したり折り曲げたりしないでください。左記の合計額を領収しました。

【源泉所得税（所得税徴収高計算書）のe-Taxソフトの入力例】

所得税徴収高計算書の「摘要」欄に「新型コロナウイルスによる納付期限延長申請」と入力してください。

給与所得・退職所得等の 所得税徴収高計算書 (給)					
32399	令和 年度	税務署名 税務署	税務署番号	税務署使用欄 110	整理番号
区分	支払年月日	人 員	支 給 額	税 額	
俸給・給料等 (01)	年 月 日 - 月 日	人	円	円	
賞与(役員賞与を除く) (02)	~	(記)			
日雇労働者の 賃金(06)					
退職手当等 (07)	~				
税理士等の 報酬(08)	~				
役員賞与 (03)	~				
同上の支払 確定年月日				年末調整による 不足税額(04)	
納 期 特 例 分	住 所 (電話番号 - -) (所在地)			年末調整による 超過税額(05)	▲
	徴 収 者 氏 名 (名 称)			本 税	
				延 滞 税	
	注 意 事 項	新型コロナウイルスによる納付期限延長申請		合 計 額	
所得税徴収高計算書用紙の送付の要否 <input checked="" type="radio"/> 1 送付不要 <input type="radio"/> 2 送付希望					

納期等の区分

令和 年 月

自

令和

至

支払分源泉所得税
及び復興特別所得税

